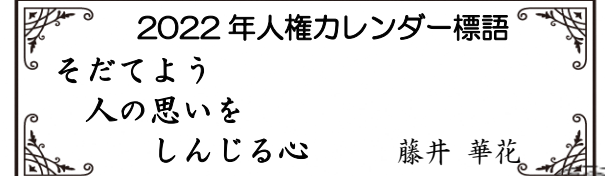


かけはし

『住んで良かった・住み続けたいと思える片江校区』をめざして

片江校区自治協議会
片江5-35-20 片江公民館内
電話・FAX 871-5341



片江校区で活躍中！ 青パト隊は、今日も行く！



みなさんは、青パトを見かけたことがありますか？

片江校区では、3台（自治協議会青パト1台・個人車両青パト2台）の青パトが走っています。約40名の地域有志青パト隊員が交代で車を運転し、町内を見守っています！

青パト隊の隊員は3年に一度、早良警察署の『青パト講習』を受講し、『パトロール実施者証』を受け取ります。パトロールをする際は、実施者証・ベスト・帽子を着用し、2人1組で行います。一人は運転、もう一人は不審者はいないか、不法投棄はないか、無灯火自転車がどのくらいいるか、小さな子どもや認知症が疑われる高齢者はいないか、など車の中から目を光らせます。

活動の内容は、青色回転灯を装着（警察署から許可を得た車）し、地域を巡回することです。天候に左右されることがなく、少人数で広範囲を巡回することができ、町内の犯罪発生抑止になっています。

青パト活動をやってみたい方は、ぜひ片江校区自治協議会にお問い合わせください。

【 4月 片江校区の行事予定】

※は要予約。☘は高齢者対象。👨👩👧👦は未就園児対

日	時間	対象・予約	行事	主催	場所
1 (金)	10:00~	👨👩👧👦	ここにこ広場 ◆お絵かき	スマイル片江 【社会福祉協議会助成事業】	片江公民館
8 (金)	10:00~		片江歩こう会 いこいの家→阿蘇神社→三尾池公園→片江中央公園 ★桜花を見て楽しみましょう	衛生連合会 	片江老人 いこいの家
15 (金)	10:00~	👨👩👧👦	ふれあいこどもサロン	神松寺3-1の ボランティア 【社会福祉協議会助成事業】	ふれあい会館
21 (木)	13:30~	☘	さんさんサロン	さんSAN★片江 【社会福祉協議会助成事業】	片江 江陽館
22 (金)	13:30~	☘	ふれあいサロン	ひまわり片江 【社会福祉協議会助成事業】	片江公民館
毎月 第2・4金曜	10:00~	👨👩👧👦	こどもサロン四つ葉 ◆8日,22日	片江1~3丁目の ボランティア 【社会福祉協議会助成事業】	片江 江陽館

◆お問合せ・お申込み 自治協議会 電話・FAX: 871-5341
◆新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定が変更になる場合があります。

各町希望の防災備品などを 自治協にて購入し提供します！

令和3年度において、コロナ禍のため多くの事業が中止になりました。

福岡市からの補助金予算（年度内要使い切り）を各町の防災備品、また次年度へ向けての事業開始準備のため以下の備品購入をします。

◆校区高齢者対策部

- ・グラウンドゴルフ用スタンド表示板2組

◆各町希望備品：

- ・イベント用テント
- ・充電器付きソーラー発電機
- ・投光器 ・簡易トイレ ・倉庫
- ・プリンター ・折り畳みテント
- ・多機能防災ラジオ など…



※各町で備品は異なります。

高齢者配食事業中止のため 「美味しいお茶」をお届けしました！

片江校区社会福祉協議会では、年に1回、校区内のご高齢者の方々に手作りお弁当をお届けしていましたが、今年も新型コロナウイルス感染防止の観点から、お弁当ではなくお茶（ほうじ茶）を、対象になる高齢者のみなさまにお配りしています。

【片江校区社会福祉協議会】



人権クイズ

【問題】この中で、聴覚障がい者が運転する車につけるマークはどれでしょうか？

第4回クイズの答えと解説)

ア：



イ：



ウ：



【答え】ウ

【解説】聴覚障がいの方が運転する車に表示するマークで、表示は義務です。危険防止のため、やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
ア：は『耳マーク』で、聴覚障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求められる場合などに使用されます。
イ：は『身体障がい者マーク』で、肢体不自由の人が自動車運転中は障がい者マークを表示するよう努めることになっています。こちらも、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

～ クイズにご応募いただき、ありがとうございました ～

かけはし10・11・12・2月号で計4回の人権クイズを行いました。クイズ実施の目的は、クイズをきっかけにご家庭でも人権を考えてもらう事でした。また、機会がありましたら人権クイズを行いたいと思っています。

【人権尊重推進協議会】